

手足口病警報を発令します！！

愛知県では「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、県内の小児科を標榜する医療機関のうち182か所を定点として各種感染症の発生動向調査を実施しています。

この調査結果によりますと、2019年第26週（6月24日（月）から6月30日（日）まで）における愛知県全体の一一定点医療機関当たりの手足口病の報告数は5.21でした。これは、国立感染症研究所が定める警報の指標である「5」を上回っていることから、手足口病警報を発令します。

つきましては、手洗い等による予防を心がけ、感染と重症化を防ぎましょう。
なお、この警報は一定点医療機関当たりの報告数が「2」以下に減少するまで継続します。

注) 一定点医療機関当たりの報告数：182医療機関からの一週間の総報告数÷182

1 手足口病の定点あたりの発生状況

保健所等	定点医療機関数 (6/10～6/16)	第24週 (6/17～6/23)		第25週 (6/24～6/30)	
		第24週 (6/10～6/16)	第25週 (6/17～6/23)	第26週 (6/24～6/30)	第26週 (6/24～6/30)
愛知県 (保健所設置市を含む)	182	1. 60	3. 14	5. 21	
全 国	約3,000	4. 03	5. 18	—	

(参考) 過去8年間の定点医療機関当たりの手足口病患者の報告数(年最高値)

年	報告数(年最高値)	報告週
2011年	10. 87	第28週(7/11～7/17)
2012年	0. 33	第36週(9/3～9/9)
2013年	11. 05	第31週(7/29～8/4)
2014年	1. 70	第30週(7/21～7/27)
2015年	6. 07	第31週(7/27～8/2)
2016年	0. 99	第40週(10/3～10/9)
2017年	12. 51	第31週(7/31～8/6)
2018年	1. 21	第28週(7/9～7/15)

※ 全国の定点医療機関数は、毎週若干の変動があります。

※ 全国の発生状況については第25週(速報値)が、愛知県は第26週が最新のデータです。

2 手足口病について

手足口病は、乳幼児を中心には夏季に流行する急性ウイルス性感染症で、学童でもかかることがあります。

一般的な経過では、3～5日の潜伏期をおいて、口腔粘膜、手のひら、足のうらや足の甲などに2～3mmの小さな水泡が現れ、口腔粘膜では小潰瘍を形成することもあります。時に、水泡は肘、膝、臀部などにもできることがあります。発熱は約3分の1に見られますが軽度で、38℃以下のこととがほとんどです。通常は3～7日の経過で消退します。

ごくまれに髄膜炎や脳炎などを生じることがあるので、高熱や嘔吐、頭痛などがある場合は注意を要します。

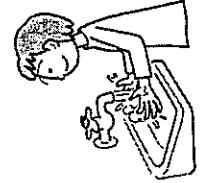
感染経路としては、飛沫感染、接触感染や患者の便を介しての感染と考えられています。

3 予防について

手足口病にはワクチンがなく、特異的治療法もありませんので、感染しないよう予防に心がけることが大切です。

感染予防対策としては、次のことが推奨されます。

- ① 手洗いを励行すること。
特に、おむつ交換やトイレの後はしっかりと手を洗う。
- ② 感染者との密接な接触やタオルの共用を避けること。
- ③ 咳やくしゃみが出る場合は、咳エチケット^(注)をすること。



症状が見られる場合は速やかに医療機関を受診しましょう。

治療は安静と対症療法となります。

4 過去の手足口病警報発令状況

2011年7月7日(木)
2013年7月18日(木)
2015年8月6日(木)
2017年7月13日(木)

注)

- ・咳やくしゃみが出る時は、他の人にうつさないためにマスクを着用しましょう。マスクを持っていない場合は、ティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけて1m以上離れましょう。
- ・鼻汁、痰などを含んだティッシュはすぐゴミ箱に捨てましょう。
- ・咳をしている人にマスクの着用をお願いしましょう。